

いわき市歯と口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯と口腔^{くわう}の健康づくりが市民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たすことに鑑み、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関し基本理念等を定め、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりに関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 市民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を主体的に行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、及び治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳児期（満1歳に満たない期間をいう。第8条第2号において同じ。）から高齢期（65歳以上の期間をいう。同条第4号において同じ。）までのそれぞれの時期における口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育、食育その他の関連施策との有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する理解を深め、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯と口腔の健康づくりに努めるものとする。

(歯科医療等業務従事者の責務)

第5条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者（以下「歯科医療等業務従事者」という。）は、基本理念にのっとり、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育、食育その他の関連する分野の業務に従事する者（次条において「保健等業務従事者」という。）との緊密な連携を図りつつ、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保健等業務従事者の役割)

第6条 保健等業務従事者は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において市民の歯と口腔の健康づくりの推進を図るとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策に関し、市及び歯科医療等業務従事者との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(事業者等の役割)

第7条 事業者（労働安全衛生法、(昭和47年法律第57号)第2条第3号に規定する事業者をいう。）は、使用する労働者に対する歯科に係る検診及び歯科保健指導（次項において「歯科検診等」という。）の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

2 医療保険者は、その被保険者及びその被扶養者に対する歯科検診等の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第8条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- (1) 市民の歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供に関する施策
- (2) 乳児期、幼児期（満1歳から小学校に入学するまでの期間をいう。）及び学齢期（小学校に入学してから高等学校等を卒業するまでの期間をいう。）におけるフッ化物の応用その他の科学的根拠に基づくむし歯及び歯肉炎の予防の方法を推進する施策
- (3) 成人期（高等学校等を卒業してから65歳に到達するまでの期間をいう。）におけるむし歯及び歯周病の予防の方法を推進する施策

- (4) 高齢期における咀嚼^{そしゃく}等の口腔機能の維持及び向上のための対策を推進する施策
- (5) 妊産婦である期間における健全な口腔状態を維持するための対策を推進する施策
- (6) 介護を必要とする者に対し、医師、介護を提供する者等と連携した訪問による歯科医療及び健全な口腔状態の維持を推進する施策
- (7) 80歳で歯を20本以上保つことを目指した運動その他の市民が生涯にわたる歯と口腔の健康づくりについての関心と理解を深める取組を推進する施策
- (8) 歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進するための歯科疾患等の定期的な調査に関する施策
- (9) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに必要な施策
(施策の目標等)

第9条 市は、前条に定める基本的施策その他歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定により市が定める計画において歯と口腔の健康づくりに係る指標及び目標を定め、当該計画の進行管理に合わせて5年ごとにその評価をし、見直しを行うものとする。

2 市は、歯と口腔の健康づくりに関する施策の進捗状況等について、学識経験を有する者、歯科医療等業務従事者等から意見を聴くものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月18日から施行する。